平成２１年（フ）第１４５号
栃木県栃木市仲仕上町369番地１
破産者　岡安　健一
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１６７号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目２番９―702号
破産者　新岡　健二
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８号
福井市菖蒲谷町第14号13番地１
破産者　桶屋建築こと　桶屋喜代二
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６５号
長野県安曇野市穂高5655番地７
破産者　浅川惠美子
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１０２７号
静岡県藤枝市田沼４丁目５番24号
破産者　金城　芳夫
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５４号
大阪府岸和田市岸城町22番22号、前住所大阪府岸和田市堺町３番６―601号
破産者　津村　　進
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４５５号
大阪府岸和田市岸城町22番22号、前住所大阪府岸和田市堺町３番６―601号
破産者　パーマハウスジェミーこと　津村妹里子
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２３号
大阪府泉南郡田尻町大字吉見675番地の31
破産者　玉置　　関夫
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１６２号
大阪府泉佐野市南中安松730番地
破産者　山田　昭子
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１２０８号
大阪府貝塚市麻生中1087番地３ウエストリバーＣ―101号
破産者　日根野谷裕佳里
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４号
大阪府貝塚市浦田171番地ウラカワハイツ201号
破産者　有光　智道
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
大阪府貝塚市半田283番地５プレステージフジ東貝塚302号
破産者　秦　康一郎
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1264番地の２―201
破産者　行方　幸祐
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２０年（フ）第１８９４号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番518―404号
破産者　原田本次郎
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８９５号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番518―404号
破産者　原田美智子
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１００６号
兵庫県明石市魚住町清水528番地の36　グローバル魚住507号、前住所神戸市須磨区多井畑東町30番地の12
破産者　藤井　利恭
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４５号
兵庫県宍粟市山崎町金谷335番地３―５号、開始決定時の住所兵庫県宍粟市山崎町金谷98番地
破産者　山本　武司
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２９号
兵庫県加古川市平岡町新在家448番地の７
破産者　鬼武　照惠
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５５０号
兵庫県姫路市神田町１丁目20番地
破産者　富永　一雄
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部